

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【公開番号】特開2005-169951(P2005-169951A)

【公開日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2005-025

【出願番号】特願2003-415727(P2003-415727)

【国際特許分類】

**B 41 J 2/05 (2006.01)**

【F I】

B 41 J 3/04 103B

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月8日(2007.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクを吐出するための記録素子および該記録素子を駆動するべく電気的接続を行うための電極部を有し、基台に配置された記録素子基板と、

該記録素子基板の外周を囲むように前記記録素子基板を収容して前記基台に配置された収容部と、

該収容部に配置され、前記記録素子基板の前記電極部に接続される配線部が形成された可撓性の配線部材と、

前記収容部に囲まれた前記記録素子基板の外周を封止する第1の封止材と、

前記記録素子基板の前記電極部およびこれに対する前記配線部材の前記配線部の部分を被覆する第2の封止材と、

前記空間を画成し、前記基台で前記第2の封止材を支持する支持部と、  
を具えたことを特徴とするインクジェット記録ヘッド。

【請求項2】

前記配線部材は、前記空間に張り出した部分を有し、前記支持部は当該張り出し部分を介して前記第2の封止材を支持することを特徴とする請求項1に記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項3】

前記支持部はセラミック、金属および樹脂のいずれかから形成されていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項4】

前記支持部は、前記空間を画成する前記収容部の突起として一体に設けられていることを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれかに記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項5】

前記配線部材は、前記空間に張り出した部分を有し、前記支持部は当該張り出し部分を前記基台に向けて折り曲げて形成された部分であることを特徴とする請求項1に記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項6】

前記記録素子は、インクを吐出するために利用されるエネルギーとして熱エネルギーを発生する電気熱変換素子を有することを特徴とする請求項1ないし請求項5のいずれかに記載

のインクジェット記録ヘッド。

【請求項 7】

前記基台は、前記記録素子基板に対してインクを供給するための供給口が形成された部材であることを特徴とする請求項 1ないし請求項 6 のいずれかに記載のインクジェット記録ヘッド。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

そのために、本発明のインクジェット記録ヘッドは、インクを吐出するための記録素子および該記録素子を駆動するべく電気的接続を行うための電極部を有し、基台に配置された記録素子基板と、

該記録素子基板の外周を囲むように前記記録素子基板を収容して前記基台に配置された収容部と、

該収容部に配置され、前記記録素子基板の前記電極部に接続される配線部が形成された可撓性の配線部材と、

前記収容部に囲まれた前記記録素子基板の外周を封止する第 1 の封止材と、

前記記録素子基板の前記電極部およびこれに対する前記配線部材の前記配線部の部分を被覆する第 2 の封止材と、

前記空間を画成し、前記基台で前記第 2 の封止材を支持する支持部と、  
を具えたことを特徴とする。